

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【公開番号】特開2019-22845(P2019-22845A)

【公開日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-006

【出願番号】特願2018-219191(P2018-219191)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月17日(2019.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の入球口と、それら複数の入球口の少なくとも一つへ向けて遊技球を案内可能に構成される案内部と、前記複数の入球口のうちの所定の入球口に入球されず流下した遊技球を遊技領域から排出するアウトロと、を備えた遊技機において、

前記複数の入球口のうちの第1の入球口は、前記遊技領域の下縁との間に遊技球の通過を不能とする位置まで前記遊技領域の下縁に近接して又は前記遊技領域の下縁に当接して配設され、

前記アウトロは、前記第1の入球口に対し前記遊技領域の幅方向右側に配設される第1のアウトロと、前記第1の入球口に対し前記遊技領域の幅方向左側に配設される第2のアウトロと、を備え、

前記案内部は、板状の流下面を有し、前記第1の入球口よりも上流側である位置に配設され、流下した遊技球を前記第1の入球口側へ向けて案内可能とされ、

前記第1のアウトロが前記案内部の下流側に配設され、

前記案内部は、複数の遊技球を同時に案内可能な長さで構成され、

前記第1の入球口は、前記遊技領域の幅方向中央に対し前記遊技領域の幅方向左側の領域に配置され、前記案内部によって、前記幅方向右側を流下した遊技球が入球可能に構成されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

液晶表示装置と、その液晶表示装置の少なくとも右側を遊技球が流下可能とされる遊技領域と、その遊技領域に配設される複数の入球口と、それら複数の入球口の少なくとも一つへ向けて遊技球を案内可能に構成される案内部と、前記複数の入球口のうちの所定の入球口に入球されず流下した遊技球を遊技領域から排出するアウトロと、を備えた遊技機において、

前記複数の入球口のうちの第1の入球口は、前記遊技領域の下縁との間に遊技球の通過を不能とする位置まで前記遊技領域の下縁に近接して又は前記遊技領域の下縁に当接して配設され、

前記アウトロは、前記第1の入球口に対し前記遊技領域の幅方向右側に配設される第1のアウトロと、前記第1の入球口に対し前記遊技領域の幅方向左側に配設される第2のアウトロと、を備え、

前記案内部は、板状の流下面を有し、前記第1の入球口よりも上流側である位置に配設され、流下した遊技球を前記第1の入球口側へ向けて案内可能とされ、

前記第1のアウト口が前記案内部の下流側に配設され、

前記案内部は、複数の遊技球を同時に案内可能な長さで構成され、

前記第1の入球口は、前記遊技領域の幅方向中央に対し前記遊技領域の幅方向左側の領域に配置され、前記案内部によって、前記液晶表示装置に対し前記幅方向右側を流下した遊技球が入球可能に構成されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、複数の入球口と、それら複数の入球口の少なくとも一つへ向けて遊技球を案内可能に構成される案内部と、前記複数の入球口のうちの所定の入球口に入球されず流下した遊技球を遊技領域から排出するアウト口と、を備えた遊技機であって、前記複数の入球口のうちの第1の入球口は、前記遊技領域の下縁との間に遊技球の通過を不能とする位置まで前記遊技領域の下縁に近接して又は前記遊技領域の下縁に当接して配設され、前記アウト口は、前記第1の入球口に対し前記遊技領域の幅方向右側に配設される第1のアウト口と、前記第1の入球口に対し前記遊技領域の幅方向左側に配設される第2のアウト口と、を備え、前記案内部は、板状の流下面を有し、前記第1の入球口よりも上流側である位置に配設され、流下した遊技球を前記第1の入球口側へ向けて案内可能とされ、前記第1のアウト口が前記案内部の下流側に配設され、前記案内部は、複数の遊技球を同時に案内可能な長さで構成され、前記第1の入球口は、前記遊技領域の幅方向中央に対し前記遊技領域の幅方向左側の領域に配置され、前記案内部によって、前記幅方向右側を流下した遊技球が入球可能に構成される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項2記載の遊技機は、液晶表示装置と、その液晶表示装置の少なくとも右側を遊技球が流下可能とされる遊技領域と、その遊技領域に配設される複数の入球口と、それら複数の入球口の少なくとも一つへ向けて遊技球を案内可能に構成される案内部と、前記複数の入球口のうちの所定の入球口に入球されず流下した遊技球を遊技領域から排出するアウト口と、を備えた遊技機であって、前記複数の入球口のうちの第1の入球口は、前記遊技領域の下縁との間に遊技球の通過を不能とする位置まで前記遊技領域の下縁に近接して又は前記遊技領域の下縁に当接して配設され、前記アウト口は、前記第1の入球口に対し前記遊技領域の幅方向右側に配設される第1のアウト口と、前記第1の入球口に対し前記遊技領域の幅方向左側に配設される第2のアウト口と、を備え、前記案内部は、板状の流下面を有し、前記第1の入球口よりも上流側である位置に配設され、流下した遊技球を前記第1の入球口側へ向けて案内可能とされ、前記第1のアウト口が前記案内部の下流側に配設され、前記案内部は、複数の遊技球を同時に案内可能な長さで構成され、前記第1の入球口は、前記遊技領域の幅方向中央に対し前記遊技領域の幅方向左側の領域に配置され、前記案内部によって、前記液晶表示装置に対し前記幅方向右側を流下した遊技球が入球可能に構成される。